

事 務 連 絡  
令和2年4月10日

各市町村放課後児童健全育成事業主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関連した  
放課後児童健全育成事業の対応について（第2弾）

平素より、子どもの健全育成の推進につきましては、格別の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

放課後児童クラブについては、令和2年4月7日付け事務連絡により、感染状況が拡大傾向にある市町村において、必要に応じて規模を縮小して開所すること等の検討をお願いしたところです。

この度、本県において新型インフルエンザ対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和2年4月13日から5月6日までを期限として、埼玉県全域に対して緊急事態措置（第2弾）を実施することとなりました。

各市町村においては、適切な感染症防止対策を講じた上で事業の継続を要請しますが、規模を縮小しつつ、必要な預かりを確保するようお願いいたします。

（参考）[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken\\_kinkyujitaisochi0407.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kinkyujitaisochi0407.html)

子育て環境整備担当 渡辺 木村

電話：048-830-3322

FAX：048-830-4784